

議案第31号

津嘉山公園の管理に関する条例

津嘉山公園の管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年6月9日提出

南風原町長 金城 宏 孝

(提案理由)

津嘉山公園について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入し、管理に関し必要な事項を定めたいことから、条例を制定する必要があるため提案する。

津嘉山公園の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、南風原町都市公園条例（平成2年南風原町条例第16号）第12条の2の規定に基づき、津嘉山公園（以下「公園という」。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による管理)

第2条 町長は、公園の全部又は一部の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定期間)

第3条 指定管理者の指定期間は、5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(行為の制限)

第4条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、別に定める規則に基づいて、申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を指定管理者に提出してその許可を受けなければならない。

4 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 指定管理者は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、都市公園法（昭

和31年法律第79号。以下「法」という。) 第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) 公園をその用途外に使用すること。
- (9) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊びをすること。
- (10) その他管理上支障があると認められること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 指定管理者は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設(指定管理者の管理する公園施設(法第2条第2項に規定する公園施設をいう。))で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第1のとおりとする。

(利用時間等)

第8条 有料公園施設の利用時間又は休場日は、規則で定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、前項の利用時間を変更し、又は前項に規定する公園施設の利用を休場することができる。

(利用の許可)

第9条 有料公園施設を利用しようとする者は、別に定める規則に基づいて、申請書を指定管理者に提出し、その利用の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可の基準)

第10条 指定管理者は、前条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 有料公園施設を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 公園の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その利用が不相当であると認められるとき。

(許可の決定)

第11条 指定管理者は、第9条の許可の申請があったときは、同条の許可する旨又は許可しない旨の決定をし、当該申請をした者に対し、書面により通知する。

(許可の条件)

第12条 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、第9条の許可に条件を付することができる。

(利用料金)

第13条 第4条第1項又は第9条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、行為に係るものについては別表第2、有料公園施設の利用に係るものについては別表第3及び別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 第1項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、当該指定管理者の収入とする。
- 4 町長は、第2項の承認をしたときは、これを告示しなければならない。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、別に定める規則に基づいて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第15条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により公園を利用できないときは、その全部又は一部を返還することができる。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、公園の利用が終了したとき、又は第12条の規定により付された条件に違反したとき、若しくは利用の許可を変更され、若しくは取り消されたときは、速やかに公園を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は第22条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった公園を速やかに原状に回復しなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第17条 第2条の規定による指定を受けようとする団体は、別に定める規則に基づいて、町長に申請しなければならない。

(指定管理者の選定)

第18条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に公園の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、公園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (4) その他町長が別に定める事項

2 町長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第19条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長と公園の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、別に定める規則による。

(指定管理者が行う業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園の利用に関する業務
- (2) 利用料金の徴収に関する業務

(3) 公園の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、公園の運営に関する事務のうち、町長の権限に属する事務を除く業務

(業務報告の聴取等)

第21条 町長は、公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第22条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認められるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長は、その賠償の責めを負わない。

3 第18条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第24条 指定管理者は、公園の管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、個人情報の適切な管理のため、第19条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する公園の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、公園の管理に関し知り得た個人の情報をみだりに他人に知らせ、

又はその目的外に利用してはならない。指定管理者の指定が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

有料公園施設	多目的広場 パークゴルフ場
--------	------------------

別表第2 (第13条関係)

区分		単位	額
行 為 を す る 場 合	行商、募金その他これらに類する行為	1日	500円
	業として写真を撮影するもの	1日 (写真機1台)	500円
	業として映画を撮影するもの	1日 (1件)	2,000円
	興行、出店その他これらに類する行為	1日 1平方メートル	50円
	競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	1日 1平方メートル	2円

別表第3 (第13条関係)

多目的広場

利用者	単位		額
小・中・高校生・大学生・一般	1面	1時間	100円

(1) 利用時間は、1時間を単位として、1時間未満の場合には、1時間とみなす。

別表第4（第13条関係）

パークゴルフ場

利用区分	町内			町外			説明
	一般	65歳以上	小・中・高校生	一般	65歳以上	小・中・高校生	
1ラウンド目プレイ（18ホール）	400円	300円	200円	700円	400円	300円	
2ラウンド目以降（18ホール）	200円	150円	100円	350円	200円	150円	
終日ラウンド（平日）	900円	670円	450円	1,570円	900円	670円	※原則として平日のみ
用具貸出（クラブ・ボール）	100円	100円	100円	100円	100円	100円	

（1） 町内とは、本町に住所を有する者をいい、町外とは、本町に住所を有しない者をいう。

（2） 照明施設を利用する場合は、町内は1人1時間当たり50円、町外は1人1時間当たり100円を、それぞれ利用料金に加算する。